

## 保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会開催要綱

### 1. 目的

平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされたところである。

今後、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。

こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法や評価方法等の検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 医療保険者における企画立案・実施体制について
- (2) 被扶養者に対する健診・保健指導に係る決済やデータ移動の仕組み
- (3) 特定健診・特定保健指導の取組の評価方法
- (4) その他

### 3. 構成

- (1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討作業を効率的に行うため、検討会の下にワーキンググループを設ける。
- (3) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局総務課(本課)の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

### 附則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

## 保険者への情報提供

- 国及び都道府県においては、平成20年度からの特定健診・特定保健指導の円滑な導入に向けて、保険者協議会等の場を活用して、説明や意見交換を行う。
  
- 当面は、次の事項をテーマとする。
  - ・ 特定健診・特定保健指導の趣旨・概要
  - ・ 「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」
  - ・ 特定健診・特定保健指導に関する保険者における平成20年度に向けた主な作業
  
- このことに関する窓口は、
  - <国レベル>  
  
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
  
  - <都道府県レベル>  
  
(9月中を目途にとりまとめ、各保険者団体等に別途連絡)

## 検討スケジュール（案）

### 第1回 8月30日

- ・ 保険者における平成20年度に向けた主な作業
- ・ 保険者への情報提供
- ・ 「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ」の設置

（9月～12月 「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ」  
を適宜開催）

### 第2回 10月頃

- ・ 保険者における健診・保健指導の準備状況（1）
- ・ 市町村における衛生部門との連携方策（1）
- ・ 被扶養者への健診・保健指導の提供体制
- ・ 保険者間等における決済及びデータ送受信（1）
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に報告するデータの仕様
- ・ 被保険者への健診結果通知の様式 等

### 第3回 12月頃

- ・ 保険者における健診・保健指導の準備状況（2）
- ・ 市町村における衛生部門との連携方策（2）
- ・ 保健指導の供給の見通し
- ・ 保険者間等における決済及びデータ送受信（2）
- ・ 個人情報保護対策 等

### 第4回 1月頃

- ・ 取組目標の項目及び水準、算出の仕方
- ・ 後期高齢者医療支援金の加算減算 等

必要に応じ、第5回以降を開催。

## 決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ(案)

### 1. 検討事項

次の事項について、「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」での議論のたたき台となる原案を作成する。

- ・ 保険者間における決済及びデータ移動の方法
- ・ 保険者から社会保険診療報酬支払基金に対して報告するデータの仕様
- ・ 被保険者への健診結果の通知の様式 等

### 2. メンバー

次の組織団体（事務局を含む）に所属する実務者各1～2名程度

- ・ 健康保険組合連合会
- ・ 国民健康保険中央会
- ・ 社会保険庁
- ・ 日本医師会
- ・ 日本総合健診医学会
- ・ 日本経済団体連合会

各メンバーを具体的に誰にするかは、事務局において、後日取りまとめる。

また、個別のテーマに応じて、適宜、他の組織団体（例：社会保険診療報酬支払基金、保健医療福祉情報システム工業会等）や有識者に対して、メンバーとしての参加を依頼する。

# 労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会

## 開催要綱

### 1. 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（以下、高齢者医療法と言う。）が平成18年6月に成立し、平成20年度から40歳以上の国民に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられた。

高齢者医療法においては、労働安全衛生法に基づき事業者が実施した定期健康診断の結果について、医療保険者が事業者に対して提出を求めることができることとなっている。また、特定健康診査・特定保健指導の実施に当たり参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」が健康局の検討会において示されている。

このプログラムに示されている内容と労働安全衛生法に基づき実施されている定期健康診断等との考え方を整理し、労働安全衛生行政における定期健康診断等のあり方を医学的な観点からとりまとめを行うため、労働基準局長のもとに有識者の参集を求め、所用の検討を行う。

### 2. 検討内容

- ① 労働安全衛生法における定期健康診断等の健診項目について
- ② 労働安全衛生法における保健指導について
- ③ その他「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」において示されている項目について
  - ・ 検診結果の保存・提出方法 等

### 3. その他

- ① 本検討会に座長をおく。
- ② 座長は検討会の議事を整理する。
- ③ 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の出席を依頼することができる。
- ④ 本検討会は、原則として公開とする。
- ⑤ 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- ⑥ この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」

参集者名簿

(敬称略)

相澤 好治 北里大学医学部長  
今村 聡 日本医師会常任理事  
堀江 正知 産業医科大学教授  
○ 和田 攻 東京大学名誉教授

○：座長 (50音順)

## 労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会の必要性

### 1 労働安全衛生法における定期健康診断等の考え方

- ・労働安全衛生法では、事業者に対して、労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見、予防のみならず、労働者の就業の可否、適正配置、労働環境の評価などを判断するために、年1回の定期健康診断等の実施を義務づけている。
- ・そのような中で、定期健康診断の項目は、脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から項目の追加を行っている。
- ・今後も科学的知見等に基づき、必要な改正を行う必要がある。

### 2 労働安全衛生法における定期健康診断等と他法令との関係

#### (1) 健康増進法に基づく健康診査等指針との関係について

- ・労働安全衛生法第70条の3により、定期健康診断等はこの健康診査等指針と調和が保たれていなければならないとされている。
- ・健康診査等指針は、健康増進実施事業者に対して生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等の実施に関し、共通する基本的な事項を定めたものである。
- ・健康診査等指針は、健康局の検討会で示された「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」を踏まえ、必要な改正を実施する予定。また、平成20年度から施行される高齢者の医療の確保に関する法律（以下、高齢者医療法という。）に基づき、医療保険者に実施が義務づけられる特定健康診査・特定保健指導は、当該指針及びプログラムを踏まえ実施される予定。

#### (2) 高齢者医療法との関係について

- ・高齢者医療法では、医療保険者が40～74歳の被保険者に対して、脳・心臓疾患等に結びつく生活習慣病患者及び予備群を抑制するために、1年に1回特定健康診査・特定保健指導を行わなければならない。
- ・高齢者医療法では、事業者は医療保険者の求めに応じて、労働安全衛生法に基づいて実施した定期健康診断の結果を、医療保険者に提供しなければならない。

〔健康局、保険局においても健診項目や特定健診の運用等について、検討会が開催されており、労働安全衛生法との関係について議論されている。〕

### 3 検討の必要性

- ・脳・心臓疾患に適切に対応するために、2の(1)で示された「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」に含まれる健康診断項目は、労働安全衛生の観点からどのように取り扱うべきか。
- ・特定保健指導と労働安全衛生法上の保健指導等の取扱いについてどのように整理すべきか。

# 「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」論点（案）

## 【論点（案）】

### 1. 定期健康診断等に関する項目（問診項目を含む。）について

- ・今般、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において脳・心臓疾患等に対応する観点から、新たな医学的知見等をもとに、健康診断・保健指導について検討が行われ方向性が示された。
- ・現在の労働安全衛生法に基づいて行われている定期健康診断等の項目と標準的な健診・保健指導プログラムで示された特定健診の項目案とにズレが生じている。

（例）LDLコレステロールの検査、血清クレアチニン、ヘモグロビンA1c、  
血清尿酸の検査、ヘマトクリット値、尿潜血の検査、眼底検査、腹囲等

- ・また、問診についても、標準的な健診・保健指導プログラムで示された問診項目について、詳細に労働安全衛生法施行規則で定められていないところである。

（例）喫煙歴 服薬歴 等

⇒ 従来からの労働安全衛生法の健診項目の考え方や、法律上の調和規定等を勘案すると、今回示された健診項目等について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等においても、医学的な観点とあわせて労働安全衛生の観点から、その整合性等を含め検討するべきではないか。

### 2. 保健指導について

- ・高齢者医療法においては、特定保健指導の実施を医療保険者に義務づけており、一方労働安全衛生法では保健指導を事業者の努力義務としており、各々の保健指導を一体的に行うのか、その場合の実施主体はどこか等の課題がある。
- ・事業者が行う保健指導に関して、産業医をはじめとした産業保健スタッフ等の人材の活用と健診との一体的な運用が「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」に明示されていない。

⇒ 保健指導については、事業者が努力義務で行っている保健指導について、健診との一体的な運用や人材の有効活用という観点から、保健指導に関する運用について検討すべきではないか。

参考) 高齢者医療法に基づく特定健康診査と労働安全衛生法における定期健康診断の違い

	高齢者医療法	労働安全衛生法
対象者	40～74歳までの被保険者	労働者
健診の実施主体	保険者	事業者
健診実施義務	年度ごとに1回	1年以内ごとに1回
費用負担	保険者（保険料等）	事業者
保健指導	特定保健指導として保険者に実施義務	努力義務

## 参考資料)

### 定期健康診断の項目変更について (概要)

#### 平成元年改正について

昭和63年1月 中央労働基準審議会 建議 「労働安全衛生法令の整備について」

昭和63年 「定期健康診断のあり方について」健康診断検討委員会報告書

- 肝機能検査の追加 → 慢性肝疾患による労働者の労働適応能力の低下。
- 血中脂質検査の追加 → 虚血性心疾患のスクリーニングや脳血管障害の要員となる動脈硬化の指標として定着している。
- 貧血検査の追加 → 易疲労等労働適応能力の低下を来たし問題となる症状である。自動分析器も普及してきた。
- 心電図検査の追加 → 心臓に対する労働負荷の評価や不整脈、虚血性変化を把握できる。

平成元年6月30日 労働安全衛生規則改正

平成元年10月1日 改正規則施行

#### 平成10年改正について

平成8年1月19日 中央労働基準審議会 建議 「労働者の健康確保対策の充実強化について」

現行の一般健康診断項目においては、高血圧性疾患、虚血性心疾患等の脳・心臓疾患等の早期発見とその後の健康管理に資する健康診断項目が十分含まれていない。

平成9年10月 「健康診断の項目に関する検討会報告書」

- 脳・心臓疾患に関連した健康診断項目の追加 (HDLコレステロール、血糖検査 (ヘモグロビンA1cでの代替も可))
- 医師の判断により健康診断項目の省略ができる範囲の見直し
  - HDLコレステロール → 低値の場合に冠動脈疾患発生の危険度が高い等、総コレステロールとは別の情報源として有用
  - 血糖検査 → 尿糖検査のみでは糖尿病の見逃しが多く、病的でない腎性糖尿も存在。糖尿病自体今後の増加も見込まれ、早期発見が重要とされているため。

平成10年6月24日 労働安全衛生規則改正

平成11年11月1日 改正規則施行 (健康診断項目の追加分)

安衛則における健診項目と標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に示された健診項目

		労働安全衛生法	暫定版項目
対 象		全労働者	40～74歳の被保険者
診 察 等	問診 (既往歴及び業務歴の調査)	○	○
	(喫煙歴等)		◎
	身体計測(身長)	● <sup>1</sup>	◎
	(体重)	○	○ (肥満度・標準体重も)
	(腹囲)		◎
	視力	○	
	聴力	○	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	血圧	○	○
	胸部エックス線検査		○
喀痰検査		□ <sup>1</sup>	
貧血検査	ヘマトクリット		□
	血色素量	● <sup>2</sup>	□
	赤血球数	● <sup>2</sup>	□
肝機能検査	GOT	● <sup>2</sup>	○
	GPT	● <sup>2</sup>	○
	γ-GTP	● <sup>2</sup>	○
血中脂質検査	血清総コレステロール	● <sup>2</sup>	
	血清トリグリセライド	● <sup>2</sup>	○ (中性脂肪)
	HDLコレステロール	● <sup>2</sup>	○
	LDLコレステロール		◎
血糖検査	空腹時血糖	● <sup>2</sup>	○
	ヘモグロビンA1c	□ <sup>2</sup>	
尿検査	蛋白	○	□
	糖	● <sup>3</sup>	□
	潜血		□
心電図検査		● <sup>2</sup>	□
血清クレアチニン			◎
血清尿酸			◎
眼底検査			□

□ : 医師の判断に基づき選択的に実施(40歳～74歳)

□<sup>1</sup> : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□<sup>2</sup> : 血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替も可(平成10年12月15日 基発第697号)

●<sup>1</sup> : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●<sup>2</sup> : 35歳及び40歳以上の者については必須項目(それ以外の者については、医師の判断に基づき省略可)

●<sup>3</sup> : 血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

## 身体活動・運動の単位

健康づくりのための運動指針 2006 より抜粋

身体活動の強さと量を表す単位として、身体活動の強さについては「メッツ」を用い、身体活動の量については「メッツ・時」を「エクササイズ」と呼ぶこととしました。

### ① 「メッツ」 (強さの単位)

身体活動の強さを、安静時の何倍に相当するかで表す単位で、座って安静にしている状態が1メッツ、普通歩行が3メッツに相当します。

### ② 「エクササイズ (Ex)」 (=メッツ・時) (量の単位)

身体活動の量を表す単位で、身体活動の強度(メッツ)に身体活動の実施時間(時)をかけたものです。より強い身体活動ほど短い時間で1エクササイズとなります。

(例)

3メッツの身体活動を1時間行った場合：3メッツ×1時間＝3エクササイズ(メッツ・時)

6メッツの身体活動を30分行った場合：6メッツ×1/2時間＝3エクササイズ(メッツ・時)

### 「3メッツ」以上の運動

メッツ	活動内容	1エクササイズに相当する時間
3.0	自転車エルゴメーター：50ワット、とても軽い活動、ウェイトトレーニング(軽・中等度)、ボーリング、フリスビー、バレーボール	20分
3.5	体操(家で。軽・中等度)、ゴルフ(カートを使って。待ち時間を除く。)	18分
3.8	やや速歩(平地、やや速めに＝94m/分)	16分
4.0	速歩(平地、95～100m/分程度)、水中運動、水中で柔軟体操、卓球、	15分
4.5	バドミントン、ゴルフ(クラブを自分で運ぶ。待ち時間を除く。)	13分
4.8	バレエ、モダン、ツイスト、ジャズ、タップ	13分
5.0	ソフトボールまたは野球かなり速歩(平地、速く＝107m/分)	12分
5.5	自転車エルゴメーター：100ワット、軽い活動	11分
6.0	ウェイトトレーニング(高強度)、ジョギングと歩行の組み合わせ(ジョギングは10分以下)、バスケットボール、スイミング：ゆっくりしたストローク	10分
6.5	エアロビクス	9分
7.0	ジョギング、サッカー、テニス、水泳：背泳、スケート、スキー	9分
7.5	山を登る：約1～2kgの荷物を背負って	8分
8.0	サイクリング(約20km/時)、ランニング：134m/分、水泳：クロール、ゆっくり(約45m/分)	8分
10.0	ランニング：161m/分、柔道、空手、キックボクシング、テコンドー、ラグビー、水泳：平泳ぎ	6分
11.0	水泳：バタフライ、水泳：クロール、速い(約70m/分)、活発な活動	5分
15.0	ランニング：階段を上がる	4分

## 特定健診・特定保健指導と事業者の健診・保健指導との関係

## 【基本的な考え方】

- ・事業者健診は、保険者が行う特定健康診査に優先する。  
(事業者は、引き続き事業者健診の実施義務を有する。)
- ・費用負担については、特定健診項目のうち、事業者健診と重複する部分は事業者負担。それ以外は保険者負担。
- ・事業者は保険者から事業者健診データの提供を求められたときはそれに応じなければならない。
- ・保険者が行う特定保健指導は、事業者が行う保健指導に優先する。

## 高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

## (特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

## (他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

2 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者(以下「事業者等」という。)は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

新健診と各種健診の健診項目の比較

	質問(問診)	新健診	老人保健事業	労働安全衛生	新健診と老健事業との比較	備考
		健康診査	健康診査	定期健康診断		
診	計	○	○	○		
	身長	○	○	□		
	体重	○	○	○		
	測定	○	○	○		
	腹囲	○			新規追加	メタボリックシンドローム判定基準の項目であるため。
察	視力			○		
	聴力			○		
	理学所見(身体診察)	○	○	○		
	血圧	○	○	○		
測	総コレステロール定量		○	■	廃止	(間接法にてLDL-Cを算出する際は、実際に測定する)
	中性脂肪	○	○	■		
	HDL-コレステロール	○	○	■		
	LDL-コレステロール	○			新規追加	独立した心血管危険因子の判定指標として有用であるため。
機	AST(GOT)	○	○	■		
	ALT(GPT)	○	○	■		
	γ-GT(γ-GTP)	○	○	■		
能	空腹時血糖	○	○	■1		
	尿糖	□	○	□	必須一選択	血糖、HbA1c測定により、より正確な診断が可能であるため。
	血糖測定	○			新規追加	メタボリックシンドローム判定時の参考指標として有用であるため。
	ヘモグロビンA1C	○	□	■1	選択一必須	高血糖状態の判定をより正確に行うため。
代	ヘマトクリット値	□	□			
	血色素測定	□	□	■		
	赤血球数	□	□	■		
系	尿蛋白	□	○	○	必須一選択	血清クレアチニン等である程度の腎障害は判定できるため。
	潜血	□	○		必須一選択	
	尿沈渣					
腎機能	血清クレアチニン	○	○			
	心機能	12誘導心電図	□	□	■	
肺	胸部X線			○		
	喀痰細胞診			□		
咽感検査		□	□			

○… 必須項目  
 □… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目  
 ■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては医師の判断に基づき選択的に実施する項目  
 ■1… いずれかの項目の実施で可

標準的な質問票

	質問項目	回答	分野	リソース
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無		服薬歴	国民健康・栄養調査(H16)の間診項目に準拠
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	服薬歴	
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ	服薬歴	
3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ	服薬歴	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	既往歴	糖尿病実態調査(H14)の間診項目に準拠
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	既往歴	糖尿病実態調査(H14)の間診項目に準拠
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	既往歴	糖尿病実態調査(H14)の間診項目に準拠
7	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ	喫煙	国民健康・栄養調査(H16)の間診項目に準拠
8	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	体重	保健指導分科会
9	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	運動	保健指導分科会
10	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	運動	保健指導分科会
11	同世代の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	運動	保健指導分科会
12	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ	体重	保健指導分科会
13	早食い・ドカ食い・ながら食が多い。	①はい ②いいえ	栄養	保健指導分科会
14	就寝前の2時間以内に夕食を取ることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	栄養	保健指導分科会
15	夜食や間食が多い。	①はい ②いいえ	栄養	保健指導分科会
16	朝食を抜くことが多い。	①はい ②いいえ	栄養	保健指導分科会
17	ほぼ毎日アルコール飲料を飲む。	①はい ②いいえ	栄養	保健指導分科会
18	睡眠で休養が得られている。	①はい ②いいえ	休養	保健指導分科会

# 産業医等について

労働者の健康診断の実施、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的活動が不可欠なことから、一定規模以上の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならない。

## 1. 産業医の要件

次のいずれかに該当する医師とする。

- (1) 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
- (2) 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者
- (3) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授、常勤講師の経験のある者
- (4) 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）

## 2. 産業医の選任

- (1) 労働者数50人以上3,000人以下の規模の事業場  
産業医1名選任
- (2) 労働者数3,001人以上の規模の事業場  
産業医2名選任

また、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場と、一定の有害な業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

## 3. 産業医の職務

- (1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。 (事業者は、健康診断結果に基づく労働者の健康を保持するための措置について、産業医の意見を聴かなければならないこととされている。)
- (2) 作業環境の維持管理、作業の管理、労働者の健康管理、労働衛生教育に関する事。
- (3) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (4) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- (5) 上記に掲げる事項について、事業者又は、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- (6) 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状況に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者に健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

## 参照条文

### 労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

#### （産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

#### （保健指導等）

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

- 2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

#### （健康教育等）

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

- 2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

### 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）

#### （産業医を選任すべき事業場）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

## 労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
  - 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。
    - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
    - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
    - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
    - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
    - ホ 異常気圧下における業務
    - ヘ さく岩機、鉦打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
    - ト 重量物の取扱い等重激な業務
    - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
    - リ 坑内における業務
    - ヌ 深夜業を含む業務
    - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
    - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
    - ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
    - カ その他厚生労働大臣が定める業務
  - 三 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。
- 2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十六条の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。
- 3 第八条の規定は、産業医について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 作業環境の維持管理に関すること。
- 三 作業の管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 六 衛生教育に関すること。
- 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 法第十三条第二項 の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

- 一 法第十三条第一項 に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者
- 二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- 三 学校教育法 による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
- 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 事業者は、産業医が法第十三条第三項 の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

5 事業者は、令第二十二條第三項 の業務に常時五十人以上の労働者を従事させる事業場については、第一項各号に掲げる事項のうち当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。

6 前項の事業場の労働者に対して法第六十六条第三項 の健康診断を行なつた歯科医師は、当該事業場の事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働者の健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る。）を防止するため必要な事項を勧告することができる。

（産業医の定期巡視及び権限の付与）

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。